7 計画の推進

(1) 計画の進行管理

本計画に基づき男女共同参画の推進に関する施策を着実に進めていくため、達成度を測るための指標を設定して毎年点検・評価し、公表します。

(2) 推進体制の充実・強化

市役所内での推進体制を充実・強化します。あわせて、市民団体や事業者等との連携、協働を進めるとともに、国・県等の関係機関との連携強化を図ります。

男女共同参画推進センター「アルザにいがた」では、男女共同参画の推進のため、市民、事業者、市民団体による取組を支援する拠点施設として、情報発信などの機能の充実を図ります。また、配偶者暴力相談支援センターでは、関係機関や民間団体と連携してDV被害者支援にあたります。

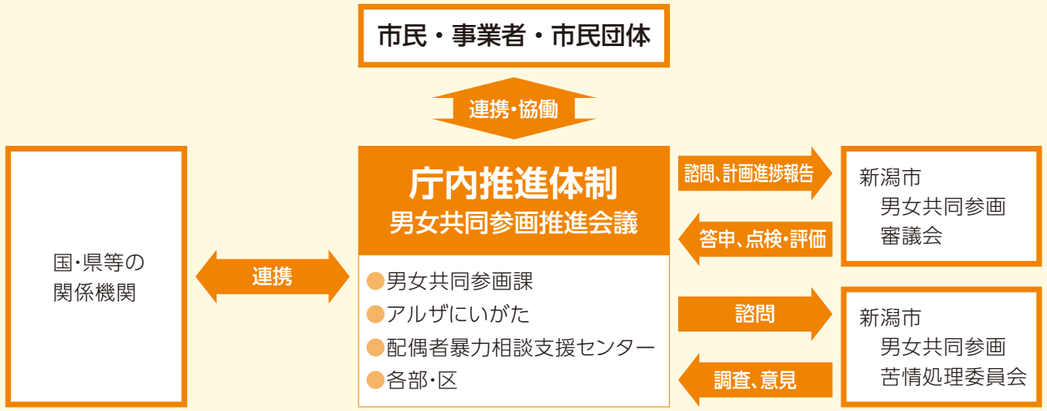

「第5次新潟市男女共同参画行動計画」の「全体版」はこちらから

アルザにいがた
新潟市男女共同参画推進センター

〒950-0082 新潟市中央区東万代町9−1
(万代市民会館3階)
電話：025-246-7713

新潟市配偶者暴力相談支援センター

配偶者・パートナーからの暴力について、一人で悩まずご相談ください。

電話：025-226-1065

相談窓口に関する詳細はこちら

各区役所の女性相談窓口

北区役所	健康福祉課	電話：025-387-1315	秋葉区役所	健康福祉課	電話：0250-25-5660
東区役所	健康福祉課	電話：025-250-2415	南区役所	健康福祉課	電話：025-372-6371
中央区役所	健康福祉課	電話：025-223-7236	西区役所	健康福祉課	電話：025-264-7343
江南区役所	健康福祉課	電話：025-382-4313	西蒲区役所	健康福祉課	電話：0256-72-8369

第5次新潟市男女共同参画行動計画

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

概要版

男女共同参画とは

男女が性別にかかわりなく、対等なパートナーとして、自分の個性や能力を発揮しながら社会のいろいろな分野に参画すること、またそれによって利益や喜びを分かち合い、責任もいっしょに担うことをいいます。

1 計画の目的

本計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等社会の実現を目指し、本市の男女共同参画に関する施策の今後の方向性と内容を明らかにして、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に定める市町村の基本的な計画であり、「新潟市男女共同参画推進条例」に規定する行動計画です。

この計画には、「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」、「新潟市女性活躍推進計画」及び「新潟市困難な問題を抱える女性支援基本計画」を包含します。

3 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間です。

4 計画の基本理念

(新潟市男女共同参画推進条例より)
①男女の人権の尊重
②社会制度・慣行についての配慮
③政策や方針決定の場への男女共同参画
④家庭生活と社会生活との両立
⑤男女の健康と権利
⑥国際協調

5 計画の目標

本計画では、基本理念及び男女共同参画に関する本市の現状と課題を踏まえ、6つの目標を設定し、男女共同参画に関する施策を推進することとします。

目標1
男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進

目標2
政策・方針決定の場への女性の参画促進

目標3
働く場における男女共同参画の推進
新潟市女性活躍推進計画

目標4
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
新潟市女性活躍推進計画

目標5
性に関する理解と生涯にわたる健康の確保
新潟市困難な問題を抱える女性支援基本計画

目標6
個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画
新潟市困難な問題を抱える女性支援基本計画

新潟市市民生活部男女共同参画課　電話：025-226-1061　E-mail：danjo@city.niigata.lg.jp

令和8(2026)年3月　新潟市

6 施策の内容

目標1

男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進

施策の方向・具体的取組

（1）男女共同参画推進のための意識啓発
①家庭・地域等への広報・啓発活動の推進
②保育・学校教育における男女平等教育の推進
③職場における男女共同参画についての研修支援
④男女共同参画を推進する人材の育成
⑤国際理解に基づく男女共同参画の推進

（2）社会制度・慣行等の見直しと意識の改革
①男女共同参画に関する調査、情報の収集・提供、支援
②メディアにおける男女の人権の尊重と男女共同参画の促進

（3）男女共同参画に関する男性の理解の促進
①男性の多様な生き方・働き方についての啓発・支援
②男性のための相談事業の実施・相談しやすい環境づくり

成果指標		現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
市民の性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭（家事・育児）」という考え方に反対する人の割合		61.6%	80%以上
「男女共同参画社会」という用語の認知度		70.0%	80%以上
男女の地位の平等感	法律や制度	30.6%	40%以上
	社会通念・慣習・しきたり	13.0%	20%以上
	家庭生活	42.1%	50%以上
	地域社会	33.4%	40%以上
男女平等教育を年間指導計画に位置付け、「男女平等教育」学習資料を活用した指導をしている割合	小学校3年生	—	100%
	小学校6年生	—	100%
	中学校2年生	—	100%
男女共同参画を目的とした講座利用者満足度		90.4%	95.0%

目標2

政策・方針決定の場への女性の参画促進

施策の方向・具体的取組

（1）市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡充
①附属機関等委員への女性の参画の拡充
②市女性職員の管理職等への登用推進

（2）企業・団体・地域等における女性の登用促進
①企業・団体・地域等への女性の参画拡大についての啓発
②女性のエンパワーメントの推進

（3）防災における男女共同参画の推進
①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築
②防災体制における女性の参画拡大

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
附属機関等における女性委員割合	42.7%	45%以上
女性委員のいない附属機関等の割合	1.2%	0%
市職員の管理職（課長以上）における女性の割合	20.6%	30%以上
市立学校園の女性管理職（校園長・教頭）の割合 ※小・中学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、幼稚園	18.7%	25%以上

目標3

働く場における男女共同参画の推進

施策の方向・具体的取組

（1）労働関係法令や制度の周知・調査、雇用の分野における啓発
①労働関係法令や制度の周知・調査
②企業における女性の活躍に向けた取組や情報開示の促進

（2）男女共同参画を推進する企業への支援
①企業に対するインセンティブの付与等

（3）女性の個性と能力の発揮への支援
①女性の職業能力の開発機会の提供
②再就職や起業の支援
③女性の参画が少ない分野等における男女共同参画の促進

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
職場における男女の地位の平等感	30.6%	40%以上
女性の有業率（25～44歳）	83.9%※1	85%
民間企業の女性管理職比率	13.6%※2	30%
家族経営協定締結農家の割合	10.9%	市内認定農業者数の15%以上

※1　令和4年
※2　令和2年

新潟市女性活躍推進計画

目標4

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策の方向・具体的取組

（1）仕事と生活の調和に向けた意識の啓発
①働き方の見直しに関する啓発
②男女がともに働きやすい職場環境の整備促進
③男性の家庭生活・地域活動への参画促進

（2）多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援
①子育て支援策の充実
②介護サービス基盤の整備・充実
③地域で支える環境づくり
④ひとり親家庭等様々な困難を抱える人への支援の充実

（3）ハラスメントのない職場の実現
①セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントの防止

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
共働き夫婦の家事等平均時間の格差	184分（女294）（男110）	150分以内
男性の育児休業取得率	52.6%	85%
男性市職員の育児休業取得率	64.7%	85%以上（取得期間2週間以上）
週間就業時間が60時間以上の男性の割合	5.5%※3	5%以下
年次有給休暇取得率	64.6%	70%
保育所待機児童数	0人	0人

※3　令和4年

新潟市女性活躍推進計画

目標5

性に関する理解と生涯にわたる健康の確保

施策の方向・具体的取組

（1）性を理解・尊重するための啓発活動の推進
①性に関する正しい知識と理解についての教育・学習機会の充実
②性と生殖の健康と権利に関する自己決定についての啓発活動の充実

（2）生涯を通じた健康づくりの支援
①生涯にわたる健康づくりのための支援
②こころとからだの相談体制の充実
③妊娠・出産等に関する健康支援

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
妊娠や出産にかかわる女性の健康と権利に配慮すべきであると考える人の割合	92.2%	100%
子宮頸がん検診受診率	43.6%※4	60%
乳がん検診受診率	51.4%※4	60%

※4　令和5年度

新潟市困難な問題を抱える女性支援基本計画

目標6

個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

施策の方向・具体的取組

（1）DVの根絶とDV被害者への総合的な支援体制づくり
①DVを容認しない社会づくりに向けた意識啓発の推進
②DV相談窓口の周知
③安全に安心して相談できる体制づくり
④相談従事者の研修の充実
⑤安全に配慮した保護体制の充実
⑥総合的な相談支援体制の充実
⑦自立支援策の充実
⑧関係機関・民間団体との連携体制の強化と協働の推進
⑨DV対応と児童虐待対応との連携強化

（2）セクシュアル・ハラスメント、ジェンダーに基づく暴力防止対策の推進
①セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントの防止
②ジェンダーに基づく暴力防止の啓発や相談等の対策と安全な環境づくり

（3）困難な問題を抱える女性への支援
①困難な問題を抱える女性に関する意識啓発の推進
②困難な問題を抱える女性の相談窓口の周知
③安全に安心して相談できる体制づくり
④女性相談支援員、相談従事者の研修の充実
⑤安全に配慮した保護体制の充実
⑥総合的な相談支援体制の充実
⑦自立支援策の充実
⑧貧困やひとり親家庭等、生活上の困難を抱える女性への支援
⑨関係機関・民間団体との連携体制の強化と協働の推進

成果指標		現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
DV被害にあったときに実際に相談した人の割合	男性	30.2%	35%以上
	女性	52.0%	70%以上
DV被害にあったときの相談窓口を知っている人の割合		44.9%	60%以上
区役所女性相談支援員を知っている女性の割合		8.4%	30%以上

新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画
新潟市困難な問題を抱える女性支援基本計画